

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により,特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので,同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成25年11月7日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人ライフ・トゥラブル・セトル

(2) 代表者の氏名

山森 政之

(3) 主たる事務所の所在地

京都市南区上鳥羽苗代町22番地 東和ハイツ北館203号

(4) 定款に記載された目的

この法人は,悪徳商法や詐欺商法などの消費生活上の被害で悩んでいる人々,夫婦間トラブル・家族の家出や失踪・高齢者や病人に対する介護問題といった家族間の問題で悩みを抱えている人々,結婚相手等からの不当な身分差別や在日外国人との結婚における国籍問題など結婚時に発生する人権問題等で悩みを抱えている人々,ストーリーカー被害などの対人・隣人との人間関係の問題で悩んでいる人々など,日常生活で発生した様々な問題・心配事により,誰かの助けを必要としている人々に対して,様々な分野の専門家や行政と連携しながら,解決する糸口を見つける手段となるような情報提供・相談・助言などの救済事業を行い,すべての人々が抱えている問題から解放され,健全な日常生活への復帰に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成25年11月1日

(文化市民局地域自治推進室)